

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)6月6日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和57年6月町田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

第1条中「) 第28条の5第1項」を「。以下「法」という。) 第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項」に、「及び費用弁償」を「、費用弁償及び期末手当」に改める。

第2条第1項中「別表1」を「別表第1」に、「別表2」を「別表第2」に改め、「より、」の次に「あらかじめ市長と協議して」を加え、同項ただし書を削り、同条第3項中「困難性」の次に「、特殊性」を加える。

第3条の見出し中「支給方法」を「支給」に改め、同条第2項中「支給方法は」の次に「、この条例に定めるもののほか」を加え、「) の適用」を「。以下「給与条例」という。) の適用」に改め、同条に次の1項を加える。

4 職員が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、町田市規則（以下「規則」という。）で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数に係る報酬を支給しない。

本則に次の2条を加える。

(期末手当)

第5条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）（規則で定める職員を除く。）に対し、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、任期が満了し、法第1

6条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、任期が満了し、失職し、又は死亡した日現在）において、会計年度任用職員が受けるべき報酬の額（給与条例第11条に規定する時間外勤務手当及び給与条例第18条の4に規定する通勤手当に相当する額を除く。）に、給与条例別表第6第17条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員の項に定める割合を乗じて得た額に規則で定める在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一部差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表1中「別表1」を「別表第1（第2条関係）」に改め、同表専門委員の項を削る。

別表2中「別表2」を「別表第2（第2条関係）」に改める。

（町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「臨時職員」を「臨時職員等」に改め、同条第1項中「任用される職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（次項においてこれらを「臨時職員等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の職員」を「臨時職員等」に、「外」を「ほか」に改める。

（町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和33年10月町田

市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第8条の6第2項中「始期は、」の次に「結婚の日(」を加え、「いずれか早い日(以下「結婚の日」と)」を「うち職員が選択した日を」に、「から」を「から当該」に改める。

第16条の見出し中「臨時職員」を「臨時職員等」に改め、同条中「職員」の次に「及び法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を、「関しては」の次に「、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し」を加える。

(町田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 町田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年6月町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日数を考慮して町田市規則(以下「規則」という。)で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当

該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員(当該非常勤職員の養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日

までの日数をいう。) から育児休業等取得日数 (当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法 (昭和22年法律第49号) 第65条第1項及び第2項の規定による産前産後の休業又は町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (昭和33年10月町田市条例第46号。以下「職員勤務時間条例」という。) 第11条の規定による産前及び産後の休養により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。) を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日 (当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日 (当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) において育児休業している場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日 (当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第9条中「職員は、」の次に「次の各号のいずれにも該当する」を、「占める職員」の次に「（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、同条に次の各号を加える。

(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(2) 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第10条第1項中「勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項中「町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和33年10月町田市条例第46号。以下「職員勤務時間条例」という。）」を「職員勤務時間条例」に改め、「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲で行うものとする。

第11条中「職員が」を「職員（非常勤職員を除く。）が」に改め、同条に次の1項を加える。

2 非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に支給する報酬の額（職員給与条例第18条の4に規定する通勤手当に相当する額を除く。）のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。

（町田市職員の分限に関する条例の一部改正）

第5条 町田市職員の分限に関する条例（昭和33年10月町田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および第28条第3項」を「並びに第28条第3項及び第4項」に改める。

第4条第1項中「の場合において」を「の場合について」に改め、同条中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

2 前項の場合において、休職の処分を受けた職員が第5条第2項に規定する復職の日から起算して1年以内に再び当該休職の処分の事由とされた疾病と同一の疾病により休職の処分を受けるときのその者の休職期間は、当該復職前の休職期間を通算して3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。この場合において、当該復職前の休職期間が更新されている場合にあつては、更新前の休職の開始の日（更新が2回以上されているときは、最初の更新前の休職の開始の日）から休職期間を通算するものとし、通算した期間が3年に満たない場合においては、休職期間を通算して3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

3 非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）について第1項及び前項の規定を適用する場合にあつては、これらの項中「3年を」とあるのは「1年を」と、「3年に」とあるのは「1年に」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定により通算した休職期間が2年9月以上である職員について、同項の規定を適用する場合にあつては、同項前段中「1年」とあるのは、「3年」と読み替えるものとする。

第6条中「公平委員会の規則で」を「任命権者が別に」に改める。

（町田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第6条 町田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和33年10月町田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中「減給は」を「減給は、」に、「、給料の10分の1」を「の範囲で給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）第11条に規定する時間外勤務手当及び同条例第18条の4に規定する通勤手当に相当する額を除く。））の5分の1」に改める。

第4条第3項中「給与」の次に「又は報酬」を加える。

（町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年4月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中第63号を第69号とし、第31号から第62号までを3号ずつ繰り下げ、同号の次に次の3号を加える。

(66) 情報公開・個人情報保護運営審議会委員

(67) 建築紛争調停委員会委員

(68) 行政不服審査会委員

第2条中第29号を第31号とし、第30号を第32号とし、同号の次に次の1号を加える。

(33) 国際版画美術館長

第2条中第28号を第29号とし、同号の次に次の1号を加える。

(30) 博物館長

第2条中第27号を第28号とし、第26号を第27号とし、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 専門委員

第4条第2項中「支給方法は」の次に「、この条例に定めるもののほか」を加え、同条に次の1項を加える。

4 月額又は年額による報酬の支給を受ける特別職の職員が、傷病その他の理由によりその職責を果たすことができないと認められるときは、任命権者が別に定め

るところにより、その報酬の全部又は一部を支給しないものとする。

別表防災会議委員の項の次に次のように加える。

専門委員	月額 136,000円
------	-------------

別表学校医の項、学校歯科医の項及び学校薬剤師の項中「年額」を「1校当たりの年額」に改める。

別表学校薬剤師の項の次に次のように加える。

博物館長	月額 321,600円
------	-------------

別表生涯学習審議会の項の次に次のように加える。

国際版画美術館長	月額 321,600円
----------	-------------

別表学校適正規模・適正配置等審議会の項の次に次のように加える。

情報公開・個人情報保護 運営審議会	会長	日額 25,000円
	学識経験者	日額 21,000円
	その他委員	日額 11,000円
建築紛争調停委員会	会長	日額 25,500円
	委員	日額 21,700円
行政不服審査会	会長	日額 25,000円
	学識経験者	日額 21,000円

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年3月町田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(町田市職員定数条例の一部改正)

第9条 町田市職員定数条例（昭和36年3月町田市条例第2号）の一部を次のよう

に改正する。

第1条中「、教育長及び臨時職員」を「及び教育長」に改める。

(町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年10月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「もの」の次に「（臨時的に任用される職員を除く。）」を加える。

第23条の見出し中「非常勤職員及び臨時的任用職員」を「非常勤職員等」に改め、同条中「非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）及び臨時的に任用される職員に対する」を「企業職員以外の職員の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(結婚休暇に関する経過措置)

2 第3条の規定による改正後の町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第8条の6第2項の規定は、同項に規定する結婚の日及び結婚休暇を申請した日のいずれもがこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である場合について適用し、第3条の規定による改正前の町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第8条の6第2項に規定する結婚の日又は結婚休暇を申請した日のいずれかが施行日前である場合については、なお従前の例による。

町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">(通則)</p> <p>第1条 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>以下「職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(報酬の額)</p> <p>第2条 職員に対する報酬の額は、日額、月額又は時間額で定めるものとし、<u>別表第1</u>に定める職員の種別に対応する額を超えない範囲内において、<u>別表第2</u>に定める勤務態様に対応した支給単位により、<u>あらかじめ市長と協議して任命権者が定めるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 前2項により報酬の額を定める場合には、職員の職務の複雑性、困難性、<u>特殊性</u>及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤職員の給与との権衡を考慮してしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(報酬の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 月額の報酬の支給方法は、<u>この条例に定めるもののほか</u>、町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号。<u>以下「給与条例」という。</u>）の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>職員が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、町田市規則（以下「規則」という。）で定める場</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に 関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">(通則)</p> <p>第1条 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(報酬の額)</p> <p>第2条 職員に対する報酬の額は、日額、月額又は時間額で定めるものとし、<u>別表1</u>に定める職員の種別に対応する額を超えない範囲内において、<u>別表2</u>に定める勤務態様に対応した支給単位により、任命権者が定めるものとする。<u>ただし、月額で定める場合には、任命権者は、あらかじめ市長の承認を得るものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 前2項により報酬の額を定める場合には、職員の職務の複雑性、困難性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤職員の給与との権衡を考慮してしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 月額の報酬の支給方法は、町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 略</p>

町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前																
<p><u>合を除き、その勤務しない日数及び時間数に係る報酬を支給しない。</u></p> <p><u>（期末手当）</u></p> <p><u>第5条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）（規則で定める職員を除く。）に対し、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、任期が満了し、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</u></p> <p><u>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、任期が満了し、失職し、又は死亡した日現在）において、会計年度任用職員が受けるべき報酬の額（給与条例第11条に規定する時間外勤務手当及び給与条例第18条の4に規定する通勤手当に相当する額を除く。）に、給与条例別表第6第17条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員の項に定める割合を乗じて得た額に規則で定める在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 期末手当の不支給及び一部差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p><u>（委任）</u></p> <p><u>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>別表第1（第2条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;"><u>額の種別</u> <u>職員の種別</u></th> <th style="width: 25%;"><u>日額</u></th> <th style="width: 25%;"><u>月額</u></th> <th style="width: 25%;"><u>時間額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	<u>額の種別</u> <u>職員の種別</u>	<u>日額</u>	<u>月額</u>	<u>時間額</u>	略	略	略	略	<p>別表 1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;"><u>額の種別</u> <u>職員の種別</u></th> <th style="width: 25%;"><u>日額</u></th> <th style="width: 25%;"><u>月額</u></th> <th style="width: 25%;"><u>時間額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	<u>額の種別</u> <u>職員の種別</u>	<u>日額</u>	<u>月額</u>	<u>時間額</u>	略	略	略	略
<u>額の種別</u> <u>職員の種別</u>	<u>日額</u>	<u>月額</u>	<u>時間額</u>														
略	略	略	略														
<u>額の種別</u> <u>職員の種別</u>	<u>日額</u>	<u>月額</u>	<u>時間額</u>														
略	略	略	略														

町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前			
<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>略</p>	<p>専門委員</p>	<p>二</p>	<p>136, 000 円</p>	<p>二</p>
	<p>別表2</p> <p>略</p>			

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後	改正前
<p>(<u>臨時職員等</u>の給与)</p> <p>第19条 臨時的に任用される職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（次項においてこれらを「<u>臨時職員等</u>」という。）の給与は、任命権者が職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で市長の承認を経て定める。</p> <p>2 <u>臨時職員等</u>に対しては、他の条例に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除く<u>ほか</u>、いかなる給与も支給しない。</p>	<p>(<u>臨時職員</u>の給与)</p> <p>第19条 臨時的に任用される職員の給与は、任命権者が職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で市長の承認を経て定める。</p> <p>2 前項の職員に対しては、他の条例に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除く<u>外</u>、いかなる給与も支給しない。</p>

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表（第3条による改正）

改正後	改正前
<p>(結婚休暇)</p> <p>第8条の6 略</p> <p>2 結婚休暇の始期は、<u>結婚の日</u>（戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が<u>選択した日</u>をいう。）の1週間前の日から当該結婚の日後6月までの期間内の日とする。</p> <p>(<u>臨時職員等</u>に対する特例)</p> <p>第16条 臨時的に任用される職員及び法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、<u>第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、任命権者が別に定める。</u></p>	<p>(結婚休暇)</p> <p>第8条の6 略</p> <p>2 結婚休暇の始期は、戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日の<u>いずれか早い日</u>（以下「<u>結婚の日</u>」という。）の1週間前の日から結婚の日後6月までの期間内の日とする。</p> <p>(<u>臨時職員</u>に対する特例)</p> <p>第16条 臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、任命権者が別に定める。</p>

町田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第4条による改正）

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア <u>次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) <u>勤務日数を考慮して町田市規則（以下「規則」という。）で定める非常勤職員</u></p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p>ウ <u>第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（当該非常勤職員の養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p>エ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>非常勤職員</u></p>

町田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表 (第4条による改正)

改正後	改正前
<p><u>の満了後に特定職に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</u></p> <p><u>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。</u></p> <p><u>(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日</u></p> <p><u>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定による産前産後の休業又は町田市職員の勤務時間、休日、休暇</u></p>	<p><u>(2) 臨時的に任用される職員</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p>

町田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第4条による改正）

改正後	改正前
<p>等に関する条例（昭和33年10月町田市条例第46号。以下「職員勤務時間条例」という。）第11条の規定による産前及び産後の休養により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>（3） 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき</p> <p>当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業している場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶</p>	

町田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第4条による改正）

改正後	改正前
<p><u>者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p><u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</u></p> <p><u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p><u>（1） 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>（2） 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）</p>	<p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）</p>

町田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表 (第4条による改正)

改正後	改正前
<p><u>第2条の5</u> 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p><u>(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 職員給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員<u>(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)</u>のうち、当該基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給等の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員<u>(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u>が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最</p>	<p><u>第2条の3</u> 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 職員給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、当該基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給等の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、</p>

町田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第4条による改正）

改正後	改正前
<p>初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給等を調整することができる。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>次の各号のいずれにも該当する非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）とする。</u></p> <p><u>（1） 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>（2） 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第10条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、<u>正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）</u>の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 <u>職員勤務時間条例第9条第1項に規定する育児時間又は職員勤務時間条例第12条の4第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）</u>に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時</u></p>	<p>昇給の場合に準じてその者の号給等を調整することができる。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）とする。</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第10条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 <u>町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和33年10月町田市条例第46号。以下「職員勤務時間条例」という。）</u>第9条第1項に規定する育児時間又は職員勤務時間条例第12条の4第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>

町田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表 (第4条による改正)

改正後	改正前
<p><u>間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第11条 <u>職員(非常勤職員を除く。)</u>が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p><u>2 非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に支給する報酬の額(職員給与条例第18条の4に規定する通勤手当に相当する額を除く。)のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。</u></p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第11条 <u>職員が</u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>

町田市職員の分限に関する条例新旧対照表（第5条による改正）

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の分限に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(休職の期間)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号又は第2条の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、<u>個々の場合</u>について、任命権者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。</p> <p><u>2 前項の場合において、休職の処分を受けた職員が第5条第2項に規定する復職の日から起算して1年以内に再び当該休職の処分の事由とされた疾病と同一の疾病により休職の処分を受けるときのその者の休職期間は、当該復職前の休職期間を通算して3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。この場合において、当該復職前の休職期間が更新されている場合にあつては、更新前の休職の開始の日（更新が2回以上されているときは、最初の更新前の休職の開始の日）から休職期間を通算するものとし、通算した期間が3年に満たない場合においては、休職期間を通算して3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。</u></p> <p><u>3 非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）について第1項及び前項の規定を適用する場合にあつては、これらの項中「3年を」とあるのは「1年を」と、「3年に」とあるのは「1年に」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4 第2項の規定により通算した休職期間が2年9月以上である職員について、同項の規定</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項および第28条第3項の規定に基づき、職員の分限に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(休職の期間)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号又は第2条の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、<u>個々の場合</u>において、任命権者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。</p>

町田市職員の分限に関する条例新旧対照表（第5条による改正）

改正後	改正前
<p><u>を適用する場合にあつては、同項前段中「1年」とあるのは、「3年」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>5</u> 略 （その他の必要事項）</p> <p>第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、<u>任命権者が別に定める。</u></p>	<p><u>2</u> 略 （その他の必要事項）</p> <p>第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、<u>公平委員会の規則で定める。</u></p>

町田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表（第6条による改正）

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 <u>減給は、1日以上6月以下の範囲で給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）第11条に規定する時間外勤務手当及び同条例第18条の4に規定する通勤手当に相当する額を除く。））の5分の1以下を減ずるものとする。</u></p> <p>(停職の効果)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 停職者は、停職の期間中いかなる給与又は<u>報酬</u>も支給されない。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 <u>減給は1日以上6月以下、給料の10分の1以下を減ずるものとする。</u></p> <p>(停職の効果)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。</p>

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第7条による改正）

改正後	改正前
第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。	第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。
(1)～(25) 略	(1)～(25) 略
<u>(26)</u> 専門委員	
<u>(27)</u> 略	<u>(26)</u> 略
<u>(28)</u> 略	<u>(27)</u> 略
<u>(29)</u> 略	<u>(28)</u> 略
<u>(30)</u> 博物館長	
<u>(31)</u> 略	<u>(29)</u> 略
<u>(32)</u> 略	<u>(30)</u> 略
<u>(33)</u> 国際版画美術館長	
<u>(34)</u> 略	<u>(31)</u> 略
<u>(35)</u> 略	<u>(32)</u> 略
<u>(36)</u> 略	<u>(33)</u> 略
<u>(37)</u> 略	<u>(34)</u> 略
<u>(38)</u> 略	<u>(35)</u> 略
<u>(39)</u> 略	<u>(36)</u> 略
<u>(40)</u> 略	<u>(37)</u> 略
<u>(41)</u> 略	<u>(38)</u> 略
<u>(42)</u> 略	<u>(39)</u> 略
<u>(43)</u> 略	<u>(40)</u> 略
<u>(44)</u> 略	<u>(41)</u> 略
<u>(45)</u> 略	<u>(42)</u> 略
<u>(46)</u> 略	<u>(43)</u> 略
<u>(47)</u> 略	<u>(44)</u> 略
<u>(48)</u> 略	<u>(45)</u> 略
<u>(49)</u> 略	<u>(46)</u> 略
<u>(50)</u> 略	<u>(47)</u> 略
<u>(51)</u> 略	<u>(48)</u> 略
<u>(52)</u> 略	<u>(49)</u> 略
<u>(53)</u> 略	<u>(50)</u> 略
<u>(54)</u> 略	<u>(51)</u> 略
<u>(55)</u> 略	<u>(52)</u> 略
<u>(56)</u> 略	<u>(53)</u> 略
<u>(57)</u> 略	<u>(54)</u> 略

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第7条による改正）

改正後	改正前																						
<u>(58)</u> 略	<u>(55)</u> 略																						
<u>(59)</u> 略	<u>(56)</u> 略																						
<u>(60)</u> 略	<u>(57)</u> 略																						
<u>(61)</u> 略	<u>(58)</u> 略																						
<u>(62)</u> 略	<u>(59)</u> 略																						
<u>(63)</u> 略	<u>(60)</u> 略																						
<u>(64)</u> 略	<u>(61)</u> 略																						
<u>(65)</u> 略	<u>(62)</u> 略																						
<u>(66)</u> 情報公開・個人情報保護運営審議会委員																							
<u>(67)</u> 建築紛争調停委員会委員																							
<u>(68)</u> 行政不服審査会委員																							
<u>(69)</u> 略	<u>(63)</u> 略																						
第4条 略	第4条 略																						
2 月額による報酬の支給方法は、 <u>この条例に定めるもののほか、市議会議員の例による。</u>	2 月額による報酬の支給方法は、市議会議員の例による。																						
3 略	3 略																						
4 <u>月額又は年額による報酬の支給を受ける特別職の職員が、傷病その他の理由によりその職責を果たすことができないと認められるときは、任命権者が別に定めるところにより、その報酬の全部又は一部を支給しないものとする。</u>																							
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>防災会議委員</td> <td>日額 11,000円</td> </tr> <tr> <td><u>専門委員</u></td> <td><u>月額 136,000円</u></td> </tr> <tr> <td>学校医</td> <td><u>1校当たりの年額</u> 543,800円</td> </tr> <tr> <td>学校歯科医</td> <td><u>1校当たりの年額</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	略	略	防災会議委員	日額 11,000円	<u>専門委員</u>	<u>月額 136,000円</u>	学校医	<u>1校当たりの年額</u> 543,800円	学校歯科医	<u>1校当たりの年額</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>防災会議委員</td> <td>日額 11,000円</td> </tr> <tr> <td>学校医</td> <td><u>年額 543,800円</u></td> </tr> <tr> <td>学校歯科医</td> <td><u>年額 543,800円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	略	略	防災会議委員	日額 11,000円	学校医	<u>年額 543,800円</u>	学校歯科医	<u>年額 543,800円</u>
職名	報酬額																						
略	略																						
防災会議委員	日額 11,000円																						
<u>専門委員</u>	<u>月額 136,000円</u>																						
学校医	<u>1校当たりの年額</u> 543,800円																						
学校歯科医	<u>1校当たりの年額</u>																						
職名	報酬額																						
略	略																						
防災会議委員	日額 11,000円																						
学校医	<u>年額 543,800円</u>																						
学校歯科医	<u>年額 543,800円</u>																						

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第7条による改正）

改正後			改正前		
		543,800 円			00円
学校薬剤師		<u>1校当たりの年額</u> 299,200 円	学校薬剤師		<u>年額</u> 299,200 円
博物館長		<u>月額</u> 321,600 円			
略		略	略		略
生涯学習 審議会	会長	日額 25,500 円	生涯学習 審議会	会長	日額 25,500 円
	学識経験者	日額 21,700 円		学識経験者	日額 21,700 円
	その他委員	日額 10,000 円		その他委員	日額 10,000 円
国際版画美術館長		<u>月額</u> 321,600 円			
略		略	略		略
学校適正 規模・適 正配置等 審議会	会長	日額 25,500 円	学校適正 規模・適 正配置等 審議会	会長	日額 25,500 円
	学識経験者	日額 21,700 円		学識経験者	日額 21,700 円
	その他委員	日額 10,000 円		その他委員	日額 10,000 円
情報公開 ・個人情報 保護運 営審議会	会長	<u>日額</u> 25,000 円			
	学識経験者	<u>日額</u> 21,000 円			
	その他委員	<u>日額</u> 11,000 円			
建築紛争 調停委員 会	会長	<u>日額</u> 25,500 円			
	委員	<u>日額</u> 21,700 円			

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第7条による改正）

改正後			改正前		
行政不服 審査会	会長	日額 25,000 円			
	学識経験者	日額 21,000 円			
略		略	略		略

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表（第8条による改正）

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) 略</p>

町田市職員定数条例新旧対照表（第9条による改正）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び監査委員の所管に属する部門に常時勤務する地方公務員（副市長及び<u>教育長</u>を除く。以下「常時勤務職員」という。）並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」という。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び監査委員の所管に属する部門に常時勤務する地方公務員（副市長、<u>教育長及び臨時職員</u>を除く。以下「常時勤務職員」という。）並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」という。）をいう。</p>

町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第10条による改正）

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 病院事業企業職員で常時勤務を要するもの<u>(臨時的に任用される職員を除く。)</u>及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下これらを「企業職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(<u>非常勤職員等の給与</u>)</p> <p>第23条 <u>企業職員以外の職員の給与は、企業職員の給与との権衡を考慮して、管理者が別に定める。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 病院事業企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下これらを「企業職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(<u>非常勤職員及び臨時的任用職員の給与</u>)</p> <p>第23条 <u>非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</u>及び<u>臨時的に任用される職員に対する給与は、企業職員の給与との権衡を考慮して、管理者が別に定める。</u></p>